

答申（案）

総合的評価について

3 令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

令和6年度市民参加推進会議では、市が令和5年度に実施した市民参加条例第6条で規定する1事業（令和5年度中に事業が終了した1事業）について、市民参加の実施状況に対する総合的評価を行いました。

各事業の評価の詳細については答申書本文を御覧ください。

令和5年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧

	事業名	担当課	評価（30点満点）		ページ数
1	第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定	高齢者福祉課	23点	◎（良好）	

※評価点は30点満点とし、◎良好（20点以上）○妥当（16点～19点）△要改善（10～15点）×不良（9点以下）の4段階に区分した判定結果を表示しています。

※評点方法は、①市民参加の方法（10点満点）、②市民参加の手続き（基準）（10点満点）、③市民参加の手続き（水準）（10点満点）の合計点で行います。

終了事業 令和5年度

1.第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定

総合コメント	総合評価(30点満点)
<p>【良かった点】 ・複数の市民参加の手法を取り入れており、条例基準を概ね満たして、一つ一つ丁寧に行われていた。 ・アンケートは、3つのテーマ別に行っており、結果について、審議会においても議論されていて計画策定に有用であった。</p> <p>【改善点】 ・市民参加の事前周知、結果公表については、時期等工夫があると、より評価できた。 ・パブリックコメントの募集方法は概ね条例基準を満たしていたが、意見が無かったことから、関心を高めるためのさらなる工夫があると良かった。</p>	23
	◎(良好)
市民参加の実施状況	評価(10点満点)
<p>審議会の設置: 令和3年12月18日～令和6年3月31日 パブリックコメントの募集: 令和6年1月17日～令和6年2月6日 アンケート調査の実施: 令和5年1月23日～令和5年2月22日</p>	8 (概ね適切)
「市民参加の手続き(基準)」の評価	評価(10点満点)
	8 (妥当)
「市民参加の手続き(水準)」の評価	評価(10点満点)
	6 (積極的)

※総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、
 ①市民参加の方法・②市民参加の手続き(基準)・③市民参加の手続き(水準)の合計とならない場合もあります。

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
審議会の設置			10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況		条例基準	望ましい水準
	任期:令和3年12月~令和6年12月 募集期間:令和3年10月1日~令和3年10月29日			
1	公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数:15人(男6女9) 市民公募委員:5人(うち無作為抽出2人)	8 (妥当)	6 (積極的)
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者:9人(男6女3) 決定者3人(男2女1) 選出地域:清水口小学校区1人、大山口小学校区1人、池の上小学校区1人 選考基準:公開 応募方法:郵便、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、担当課窓口		
3	会議の回数・時間帯	会議の回数:6回(すべて公開) 時間帯:平日日中		
4	事前周知の方法・会議の公開等	事前周知:HP、情報公開コーナー、図書館、議会事務局 会議終了後の会議資料公開:有		
5	結果公表・取扱い	公表の方法:HP、情報公開コーナー、図書館 会議録:要点録 公開に要する期間:2か月以内		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
<ul style="list-style-type: none"> ・条例基準を概ね満たして実施されていた。(全員) ・若い世代の市民の参加があると良かった。(岡澤) 			<ul style="list-style-type: none"> ・募集人員よりも多く応募があったことから、十分な周知ができていた。(竹内) ・審議会の開催が3年間で6回は少ないのではないかと。(大嶋) 	

「市民参加の手続き」の評価(手法ごと)				
パブリックコメント募集			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間: 令和6年1月17日～令和6年2月6日 応募方法: 郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口、図書館、情報公開コーナー	8 (妥当)	6 (積極的)
2	提供資料	計画や条例の素案 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口		
5	結果公表・取扱い	公表の方法: HP、情報公開コーナー、各センター、図書館 意見の件数: 0件 審議会等への結果報告: 有(令和6年2月19日)		
コメント				
条例基準			望ましい水準	
・条例基準を概ね満たして実施されていた。(全員) ・意見の募集時期はもう少し早めでもよかったのではないかと。(稲葉)			・パブリックコメント募集時にQRコードを掲載していた。(稲葉) ・結果の公表場所に担当課窓口が含まれていなかった。(大嶋、折原、中澤)	

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点	
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	
			望ましい水準	
	実施したアンケート	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査 ③介護人材実態調査		
1	事前周知の方法	①②事前周知:広報しろい、HP、情報公開コーナー、図書館 実施目的の周知:有 ③事前周知:HP、情報公開コーナー、介護サービス事業者への個別周知 実施目的の周知:有	8 (妥当)	
2	調査方法・調査期間	①③郵便、記名式 令和5年1月23日～令和5年2月22日(31日間) ②郵便、無記名式 令和5年1月23日～令和5年2月22日(31日間)		7 (とても積極的)
3	調査対象	①65歳以上の市民 ②65歳以上の市民(施設入所者を除く要介護認定を受けている市民) ③市内の全介護サービス事業所(一部市外を含む)		
4	発送件数・回収件数・回収率	①発送件数:2,500件 回収件数:1,887件 回収率:75.5% ②発送件数:976件 回収件数:622件 回収率:63.7% ③発送件数:77件 回収件数:52件 回収率:67.5%		
5	結果公表・取扱い	①②③結果公表:令和5年10月 公表の方法:情報公開コーナー、図書館、担当課窓口 プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		
・3つのテーマ別にアンケートを行っており、結果について、審議会においても議論されていて計画策定に有用であった。(竹内、稲葉)		・督促状の送付や電話での回答の依頼を実施し、回答率を高められていた。(竹内、稲葉、大嶋、岡澤) ・事前周知の方法はさらに拡大されるとよかった。(折原) ・結果の公表まで半年以上を要しており、審議会への結果報告についても間延びしていた。(大嶋、岡澤)		

巻末資料

1. 市民参加条例該当事業の総合評価及び実施手法の年度別一覧(概要)

【令和4年度以降の評価】

※令和4年度に評価方法を一部変更したため、令和3年度までの評価と分けて記載しています。

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄は以下の区分に基づき記載(30点満点)
◎(良好)…20~30点 ○(妥当)…16~19点
△(要改善)…10~15点 ×(不良)…0~9点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価 (30点満点)※	
			審	パ	ア	意	ワ	他		
令和6年度	1事業 (0事業)	第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定	○	○	○				◎ 23点 (良好)	
		合計	1	1	1	0	0	0	平均点 23.0点	
令和5年度	7事業 (0事業)	白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会	○		○					○ 19点 (妥当)
		白井市耐震改修促進計画(改定)		○						◎ 24点 (良好)
		白井市空家等対策計画	○	○	○		○			◎ 20点 (良好)
		証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について		○	○	○				○ 19点 (妥当)
		白井市污水適正処理構想(改定)	○	○						○ 17点 (妥当)
		白井市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)	○	○						○ 17点 (妥当)
		公共施設等あり方検討事業	○		○		○	○		○ 19点 (妥当)
		合計	5	5	4	1	2	1	平均点 19.1点	
令和4年度	6事業 (0事業)	白井市第3次環境基本計画	○	○	○		○	○		◎ 20点 (良好)
		第3次しろい健康プラン策定事業	○	○	○	○				○ 17点 (妥当)
		第2次行政経営改革実施計画策定事業	○	○						○ 19点 (妥当)
		白井市公共施設等総合管理計画(改訂)(案)		○						△ 11点 (要改善)
		白井市産業振興ビジョン策定	○	○	○					○ 16点 (妥当)
		白井市第2次地域福祉計画中間見直し版の策定	○	○					○	△ 15点 (要改善)
		合計	5	6	3	1	1	2	平均点 16.3点	

【令和3年度の評価】

※令和3年度に評価方法を一部変更したため、令和2年度までの評価と分けて記載しています。

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄は以下の区分に基づき記載（30点満点）
◎（良好）…20～30点 ○（妥当）…14～19点
△（要改善）…10～13点 ×（不良）…0～9点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価 (30点満点)※
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和3年度	8事業 (0事業)	白井市情報提供計画	○	○	○				○ 16点 (妥当)
		白井市国土強靱化地域計画の策定	○	○		○			△ 13点 (要改善)
		白井市地域防災計画の策定	○	○		○			○ 15点 (妥当)
		第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定	○	○	○				○ 19点 (妥当)
		第5次総合計画後期基本計画策定	○	○	○		○		◎ 20点 (良好)
		白井市第2次教育大綱策定事業		○					○ 17点 (妥当)
		白井市教育振興基本計画策定事業		○					○ 15点 (妥当)
		障害者計画2016-2025中間見直し及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	○ 18点 (妥当)
合 計		6	8	4	2	1	1	平均点 16.6点	

※企画政策課が実施した「第14回住民意識調査」などの結果を活用

【令和2年度以前の評価】

※審…審議会、パ…パブリックコメント、ア…アンケート
意…意見交換会、ワ…ワークショップ、他…その他の手法

※評価欄の括弧は実施した手法の取り組み達成度

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法※						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
令和2年度	3事業 (0事業)	第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略	○	○	○		○		◎82点
		第2期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業	○	○	○				○56点
		西白井地区コミュニティ施設整備事業	○	○				○	○64点
31年度	3事業 (4事業)	自殺対策計画の策定	○	○				○	○64点
		水道料金の改定	○						△30点
		白井市商業施設等誘致促進条例の制定		○				○	△35点
30年度	8事業 (1事業)	白井市地域公共交通網形成計画策定事業	○	○	○		○	○	◎96点
		市役所庁舎整備事業	○	○				○	◎79点
		白井市行政経営改革実施計画策定事業	○	○					○60点
		白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定事業	○	○					△52点
		第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定事業	○	○	○			○	◎96点
		第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○	○			◎86点
		白井市空家等対策計画の策定事業		○					×26点
29年度	6事業 (5事業)	白井市シティプロモーション基本方針策定事業		○	○		○	○	◎91/110点 (82.7%)
		白井市公共施設等総合管理計画策定事業	○	○	○				○65/90点 (72.2%)
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○		○	◎92/110点 (83.6%)
		第1期データヘルス計画策定事業	○						×24/40点 (60.0%)
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△31/40点 (77.5%)
		白井市教育大綱策定事業	○	○					△41/65点 (63.0%)

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
28年度	8事業 (5事業)	男女共同参画推進事業	○	○	○				○74/90点 (82.2%)
		白井市まち・ひと・しごと総合戦略策定事業	○	○	○				○71/90点 (78.9%)
		白井市第5次総合計画策定事業	○	○	○		○	○	◎115/130点 (88.5%)
		白井市障害者計画等策定事業	○	○	○	○			◎88/110点 (80.0%)
		第2次しろい健康プラン策定事業	○	○	○			○	◎81/110点 (73.6%)
		都市マスタープラン策定事業		○	○	○	○		◎92/110点 (83.6%)
		白井市第2次環境基本計画の中間見直し事業	○	○	○				○72/90点 (80.0%)
		白井市污水適正処理構想策定事業	○	○					△46/65点 (70.8%)
27年度	8事業 (8事業)	ごみの減量化・資源化推進事業	○	○					○58点
		第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画策定事業	○	○		○		○	◎116点
		子ども子育て支援事業計画策定事業 (次世代育成支援地域行動計画推進事業)	○	○	○				◎77点
		白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○		○			△54点
		白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△30点
		白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業		○					△30点
		白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業		○				○	△50点
		白井市新型インフルエンザ等対策行動計画改訂事業		○				○	△51点
26年度	2事業 (6事業)	事務処理市移行推進事業		○		○		○	◎76点
		地域防災計画素案策定事業		○		○		○	○74点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
25年度	7事業 (8事業)	白井市除染実施計画策定事業	○	○					○55点
		白井市暴力団排除条例策定事業		○		○			△53点
		白井市地域福祉計画策定事業	○	○		○	○		○83点
		市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業	○	○		○			○78点
		白井市産業振興条例策定事業	○	○	○				○72点
		白井市生活排水処理基本計画策定事業	○	○					○55点
		美しい景観形成推進事業（事業中止）	○		○			○	○63点
24年度	2事業 (9事業)	第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○			○	○83点
		白井市環境基本計画策定事業	○	○	○	○			○73点
23年度	2事業 (4事業)	白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業	○	○	○		○		○85点
		男女共同参画推進新行動計画策定事業	○	○	○				○75点
22年度	5事業 (7事業)	健康増進計画策定事業	○	○	○				○69点
		白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○	○				○68点
		白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業		○					△34点
		災害時要援護者避難支援プラン策定事業	○			○			△42点
		白井市耐震改修促進計画策定事業		○					△37点
21年度	3事業 (5事業)	第一地区コミュニティセンター施設整備事業	○	○		○			△53点
		市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の廃止及び代替施設の整備事業				○		○	×23点
		第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△54点
20年度	2事業 (4事業)	第8次白井市交通安全計画策定事業	○	○					△31点
		白井市環境基本計画改定事業	○		○			○	△46点

審議年度	事業数 (中間評価)	該当事業名	実施した市民参加の手法						評価
			審	パ	ア	意	ワ	他	
19年度	3事業 (4事業)	白井市障害者計画策定事業	○	○	○	○			○72点
		白井市都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例(事業中止)		○					×18点
		白井市国民保護計画策定事業	○	○					△37点
18年度	5事業 (7事業)	総合計画推進事業	○	○	○	○			○74点
		白井市男女平等推進行動計画策定事業	○	○	○				△54点
		行政改革実施計画策定事業	○	○		○			△52点
		第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○	○	○				△54点
		白井市自転車駐輪場整備計画事業	○						×22点
17年度	1事業 (3事業)	次世代育成支援地域行動計画策定事業	○	○					○75点
合計	68事業	(評価事業延べ数148事業)	51	60	29	18	7	19	平均点 60.9点

2. 市民参加の実施に関する提言及び取組み結果の年度別一覧

審議年度	提言内容	取組み結果
6年度		※下線部分が追記する部分
5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に情報を得られる環境づくり ・職員の市民参加に対する意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを用いた、行政と市民双方向のやり取りを可能とする環境の拡充 ・令和6年度に市民参加を実施する課等の担当者、新規採用職員、3・4級の職員を対象に研修を実施 ・答申概要を広報しろい等にて掲載
4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の市民参加に対する意識の向上 ・多様な市民が市政に参加しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に市民参加を実施する課等の担当者、新規採用職員、3・4級の職員を対象に研修を実施 ・答申概要を広報しろい等にて掲載
3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の市民にわかりやすく情報を伝える工夫の実践 ・庁内における市民参加の好事例の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度市民参加実施事業担当者研修及び庁内LANにてわかりやすい情報提供（概要版の作成・若い世代に向けた発信方法など）の実践について呼びかけを実施 ・市民参加ガイドラインへこれまでの市民参加の好事例を掲載
2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫ある積極的な情報発信 ・職員の意識改革と市民参加の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度市民参加職員研修及び庁内LANにてSNSや事業者等の協力について呼びかけを実施 ・市ホームページに「市民参加」の項目を追加 ・「市民参加に関する職員向けガイドライン」を作成し、職員へ周知
31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民公募委員・候補者登録制度の拡充 ・情報公開と市民が参加しやすい場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による公募委員候補者の追加登録を実施
30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への積極的かつ適切な情報提供 ・アンケートやパブリックコメントの審議会等へのフィードバック ・職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の情報をお知らせする専用掲示板を図書館に設置 ・市民参加の情報公開に関する事務手続きチェックリストを作成 ・新規採用職員への研修制度で市民参加に加えて市民協働についても実施
29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による公募委員候補者登録制度の拡充 ・市民参加の手法の平日夜間、土日の開催 ・市民参加条例等の見直しを要する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の対象に意見交換会とワークショップを加えて実施する。
28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ヒアリングを対象事業へ拡大実施 ・中間評価の評価方法の見直し ・パブリックコメントへのゼロ回答を無くすための工夫の検討 ・市民参加対象事業の担当職員に対する事前研修の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より終了評価の全てに職員ヒアリングを実施することを決定 ・平成29年度より中間評価の点数評価を廃止し、コメントによる評価へ見直すことを決定 ・広報しろいにおける市民参加の手法に関する記事の掲載方法の工夫 ・市民参加対象事業担当課への職員研修等の開催
27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開場所の3原則 ・市民参加への積極的な取組みと適切な手法の選択 ・市民参加をさらに進めるための新たな評価方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開については情報公開コーナー、市HP、図書館の3箇所の公開を必須とすることを決定 ・職員を対象とした市民参加に対する研修の開催 ・平成28年度より事業担当課の職員ヒアリングの試行実施を決定

審議年度	提言内容	取組み結果
26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線の情報提供 ・公募委員の応募増加対策 ・市民参加条例の改正に向けた議論 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開コーナーにおける会議録の冊子に中表紙の差し込み ・図書館に会議録を閲覧できるコーナーを設置 ・市ホームページのリニューアル ・平成28年度から委員公募における無作為抽出制度の試行実施を決定
25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準の見直し ・無作為抽出による市民参加方法の導入 ・市民参加条例の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的評価を条例基準と加点水準に区分け ・平成26年度に無作為抽出による市民参加方法の導入について検討を行う。 ・条例の見直しについては継続審議とする。
24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で公表が義務付けられた事項の順守 ・市民参加条例の実施状況の評価区分の見直し ・住民投票条例の研究と審議会委員構成の調査 ・市民討議会と無作為抽出された市民による市民参加の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から職員へ指示 ・「良好」「改善する」「見直す」の3区分から「良好」「妥当」「要改善」「不良」の4区分に変更 ・平成25年度に検討した結果、市民討議会を採用し、実施することは難しいとの結論に至る。
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広報しろい・ホームページを活用した情報提供の方法について ・「市民討議会」などの市民参加方法の研究 ・行政用語の言い直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供施策の推進に関する基本方針を策定 ・住民基本台帳の無作為抽出で選出された市民が市民判定人となる事業仕分を実施 ・広報などにおいて、パブリックコメントに(意見公募)と併記することを決定
22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加実施状況調査票における評価項目・採点の再検討 ・市民参加条例の見直しの研究 ・常設型住民投票条例の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加実施状況調査票をワード形式からエクセル形式に変更する等の改訂を実施 ・翌年度以降に後期基本計画に合わせて研究
21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化と参加機会の拡充 ・調書の様式見直し ・パブリックコメント(意見公募)の活用 ・実施段階・評価段階への市民参加の推進 ・協働のまちづくりを推進するための指針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに市民参加専用のコーナーを設置 ・庁内各課間の協働を積極的に推進することを全課に通知し、広報しろい等で市民へ周知 ・「市民参加・協働のまちづくりプラン」の策定を決定
20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ルールの制定 ・市民参加条例事業の範囲拡大 ・公募市民の拡大について ・評価調書の見直し ・市民提案制度の検討 ・モニター登録制度の導入 ・審議会募集方法の改善 ・自己評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の一元化と情報発信の充実を図るため、「広報しろい」において平成21年度市民参加の実施予定について周知 ・市民参加条例を市民にPRするためパンフレットを作成 ・市民参加条例の共通理解を図るため、新規職員、全職員を対象とした研修をそれぞれ実施 ・審議会等の公募枠の拡大について、全課に対し通知、徹底
19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例の対象範囲の見直し ・調書の充実と見直し ・情報収集・発信の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の課題に対して、現状と解決のための具体例を挙げ、翌年の市民参加推進会議で報告
18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報公表方法のしくみの導入 ・重点事業の情報提供 ・情報提供のあり方の改善 ・情報提供場所の拡充 	
17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・条例対象範囲の拡大のための手法の検討 	

2 市民参加の実施に関する提言

本年度は2つの提言を行います。

(1) 市民が気軽に情報を得られる環境づくり

市民参加においては、行政が積極的な情報提供を行い、多くの市民から意見を集め、事業に反映させていくことが重要です。

今回の評価で改善点として多く散見された、下記の事項に取り組んでください。

①事前周知・結果公表の徹底と情報提供の工夫・・・

複数の手段を用いた事前周知・結果公表を徹底し、多くの市民が市政に参加する機会をつくることで、市民の声を市政につなげる。

また、パブリックコメント募集時に特に意見を求めたい項目をあらかじめ整理し、示したうえで意見募集するなど、わかりやすい情報提供に努める。

②SNS等を活用した積極的な情報発信、意見集約・・・

紙媒体での掲示やホームページへの掲載に加え、メール配信サービスや公式 SNS、e モニター等のツールを活用し、積極的な情報発信に努める。

また、これらのツールを活用し、行政と市民双方向のやり取りを可能にすることで、市民が気軽にパブリックコメントやアンケート等に回答できる環境を整える。

(2) 職員の市民参加に対する意識の向上

市民参加の取り組みを進めていくためには、全職員が市民参加に対する共通理解を持ったうえで、各課が市民参加の手続きを適切に実施していく必要があります。

また、今後は市民参加条例で定めている手続きだけでなく、その他、市民が気軽に参加できるような様々な手続きを実施し、加えて(1)の提言で示した公式 SNS 等のツールを事前周知等に活用するなど、職員が創意工夫し、市民参加を実践していくことが求められます。

職員一人ひとりの市民参加に対する意識や理解、市民参加の質を高めるために、下記の事項に取り組んでください。

①職員研修の継続実施・・・

職員への研修を継続して実施することで、市民参加の基本的事項等の共通理解の浸透を図るとともに、市民参加の好事例や、市民参加推進会議での評価内容、提言等を共有し、各職員へ市民参加の実践を促す。

②ガイドラインの充実と創意工夫の働きかけ・・・

各課が行った市民参加の好事例等を適宜「市民参加に関する職員向けガイドライン」に掲載する。併せて、条例に定められている「その他の方法」について、具体的な取組(例えば、活動を通じて市民の意見を聞く機会をつくるなど)をガイドラインに位置づけたうえで、職員に共有し、市民参加の質を高める。

また、国・県のルールの変更に伴う条例、計画等の見直しなど、市民参加の対象外となる場合もあることから、改めて市民参加の対象事項等を整理していく必要がある。

資料3

市民参加条例見直しスケジュール(案)

		令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月
推進会議				素案の決定 【R6第4回推進会議】			
		見直しスケジュール案 【R6第3回推進会議】					
事務局							行政運営報告
			素案、概要版の検討				
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
			案の決定 【R7第1回推進会議】				
		パブリックコメント募集、集計			議会関連		